

特定生産緑地の指定の解除

生産緑地法第10条の6第1項の規定に基づき、特定生産緑地の指定を次のように解除する。

位置	面積	備考	図面番号
北区金岡町1741番	836㎡	第 210 号生産緑地地区	1 / 6
北区金岡町1744番2	568㎡		1 / 6
北区金岡町1759番	628㎡		1 / 6
北区金岡町1761番	1391㎡		1 / 6
北区金岡町1762番	846㎡		1 / 6
中区土師町1丁2633番1	18㎡	第 214 号生産緑地地区	2 / 6
中区土師町1丁2634番1の一部	433㎡		2 / 6
中区土師町1丁2635番の一部	51㎡		2 / 6
西区鶴田町625番	148㎡	第 279 号生産緑地地区	3 / 6
中区深井清水町3220番2	564㎡	第 321 号生産緑地地区	4 / 6
中区深井清水町3222番2	105㎡		4 / 6
中区深井清水町3223番2	220㎡		4 / 6
中区深井清水町3224番2	103㎡		4 / 6
中区深井清水町3225番2の一部	76.88㎡		4 / 6
東区日置荘西町5丁298番	1243㎡	第 376 号生産緑地地区	5 / 6
中区大野芝町284番1	385㎡	第 400 号生産緑地地区	6 / 6

※生産緑地の位置及び面積は買取り申出時のもの